

令和2年9月29日

〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町12-3ニュー渋谷コーポラス1103号

タウンモールかがやき株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075名古屋市千種区内山三丁目28-2
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL: 052-734-8107
FAX: 052-734-8108

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社から、令和2年7月13日付回答書を受領致しました。ご回答いただきありがとうございます。

当法人で上記回答書の内容を検討し、再度、別紙のとおり申入れをいたします。ご検討の上、令和2年10月29日までに、上記連絡先宛てに、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

会員規約第5条（退会）

2. 以下の場合、退会となります。

・「レバウルフ特別モニター」の場合、最低4ヶ月（初回含め4回以上）の継続後、次回お届け予定日の10日前までにお電話で休止・解約のご連絡をいただいた場合。

1 申入れの趣旨

上記規約を削除してください。

2 申入れの理由

貴社のホームページには、「レバウルフ特別モニター」、「通常価格 5,600円（税別）」、「82%OFF 初回980円（税別） 送料無料」、「いつでもキャンセルできます。」との表示があります。

しかしながら、上記規約によると、レバウルフ特別モニターによる場合、4回目の商品を購入する必要があり、いつでもキャンセルできるとの貴社のホームページの記載と規約の内容に齟齬があります。

レバウルフ特別モニターの注文は、上記規約によると実際には4回以上の定期購入が前提とされているにもかかわらず、いつでも解約可能で購入回数に縛りがないかのようなホームページの表示は、実質的に見れば虚偽であるといえ、商品を980円（税別）で購入可能かのように示す点で、「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」（景品表示法30条1項2号）といえます。

貴社において、ホームページの表示と上記規約の齟齬を解消するため、上記規約を削除してください。

以上